

葛巻町監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく葛巻町教育委員会部局の町立小中学校に係る備品及び施設の管理状況の監査について、同条第9項の規定により、監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年11月21日

葛巻町代表監査委員 馬 渕 文 雄

葛巻町監査委員 樋 口 一 男

## 別紙

第1 監査の対象 葛巻町立小学校及び中学校

第2 監査の期日 令和6年11月14日(木)・20日(水)

第3 監査の項目 ① 備品の管理状況及び施設の管理状況について  
② 薬品(劇物・毒物を含む。)の管理状況について  
③ 現金、通帳、印鑑等の管理状況について

### 第4 監査の方法

あらかじめ通知した日程に基づいて監査委員が直接当該施設を訪問し、学校長及び担当職員等の立会いを求め、備品については令和5年度に購入した一覧表の提出とその説明を求めた。

また、施設の管理状況については、令和5年度の施設修繕状況、維持管理などについて状況の説明を求めた。

### 第5 監査の結果

(1) 令和5年度に購入した備品(一般備品、教材備品、理科備品、施設備品、図書備品)の管理状況及び施設修繕について

各小学校及び中学校の備品の管理状況は適正と認められた。

(2) 薬品の管理状況と使用について

各小学校及び中学校の薬品の管理状況は、薬品庫が置かれている部屋及び薬品庫はそれぞれ施錠(二重の施錠)されており、許可された者以外の入退室が不可能となっている。また、鍵は副校長・校長が管理するなど適正と認められた。

(3) 通帳と印鑑の管理について

通帳を担当者が、印鑑は管理者(校長)が保管しており、適正と認められた。

(4) 現金の取り扱いについて(取り扱い項目、現金の保管状況)

集金後直ちに通帳に入金するか、校長室の金庫に保管するなどしており、現金の取扱いについては、適正と認められた。

また、一部の学校では、集金を保護者の口座から振替え、校内での現金の取り扱いを一切行わないなど望ましい状況も見受けられた。

### 第6 監査の意見

(1) 備品台帳では、1物品に対し1つの備品番号で管理し、購入、廃棄、所管替等の履歴が判読できる様式にすることが望ましいと思われる。

(2) 薬品の管理については、盗難及び紛失を防ぐため、保管庫の鍵の管理場所に留意し、誰でも容易に持ち出せないよう管理されたい。(校長管理が望ましいと思われる。)

また、薬品は購入、使用量、廃棄量及び残量などを明記した台帳を整備し、定期的(1か月に1回程度)に点検し、校長の検認を受けるなど、日常のチェック体制を整えられたい。また、薬品等の有効期限等にも留意されたい。

(3) 懇親会費等(教職員の給食費含む。)は、公金と同様の取り扱いがされており、印鑑と通帳が別々に管理されていた。今後も引き続き適切な取り扱いに努められたい。

(4) 事故防止の観点から、校内での現金の取り扱いを減らすよう努めていただき、保護者の口座からの振替えを推奨する。